

<ゾーンA>

項目	基準																																	
配置	1 道路に面する側は、歩行空間のゆたりの創出や緑化のため、壁面をできる限り後退させ、オープンスペースを確保するよう努めること。																																	
高さ	1 周辺の歴史的建造物に配慮した高さとするよう努めること。																																	
形態・意匠	1 周辺の歴史的建造物等と調和した落ち着いた形態・意匠とすること。 2 周辺に対して威圧感や圧迫感を与えないよう配慮すること。 3 弘道館正門前及び大手橋上からの良好な眺望景観の形成に配慮すること。 4 木材や石材等の自然素材やそれに類似する風合いのものを用いるよう配慮すること。 5 長期間にわたり良好な外観が維持できるよう、退色しにくく、損耗しにくい材料を使用すること。																																	
色彩	1 外壁及び屋根の色彩は、以下のとおりとする。(※マンセル表色系による) 【外壁】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大規模建築物以外(建築面積1,000㎡以下かつ高さ15m以下)</td> <td>YR,Y (彩度1を超えるものに限る)</td> <td>8以下</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>YR,Y (彩度1以下に限る)</td> <td>制限なし</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">大規模建築物(建築面積1,000㎡超又は高さ15m超)</td> <td>YR,Y (彩度1を超えるものに限る)</td> <td>3以上 8以下</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>YR,Y (彩度1以下に限る)</td> <td>3以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>N</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 【屋根】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分/色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>彩度1を超える有彩色</td> <td>8以下</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>彩度1以下の有彩色</td> <td>制限なし</td> <td></td> </tr> <tr> <td>無彩色(N)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> (適用除外) 1 他の法令の規定により義務付けられているもの 2 歴史的又は文化的事由等により、社会通念上認められているもの 3 良好な景観形成に資するものとして、次のいずれかに該当するもの ・木材、土壁、漆喰、石材などの自然素材や、無着色の瓦、レガ、レガ調のタイルなどの材料によるもの ・景観資源である建築物等の色彩 ・地域の特色に資するものとして市長が認めるもの 2 アクセントとなる色彩を使用する場合は、基調色との調和や周辺景観との調和に配慮すること。	区分	色相	明度	彩度	大規模建築物以外(建築面積1,000㎡以下かつ高さ15m以下)	YR,Y (彩度1を超えるものに限る)	8以下	6以下	YR,Y (彩度1以下に限る)	制限なし		大規模建築物(建築面積1,000㎡超又は高さ15m超)	YR,Y (彩度1を超えるものに限る)	3以上 8以下	6以下	YR,Y (彩度1以下に限る)	3以上		N			区分/色相	明度	彩度	彩度1を超える有彩色	8以下	6以下	彩度1以下の有彩色	制限なし		無彩色(N)		
	区分	色相	明度	彩度																														
大規模建築物以外(建築面積1,000㎡以下かつ高さ15m以下)	YR,Y (彩度1を超えるものに限る)	8以下	6以下																															
	YR,Y (彩度1以下に限る)	制限なし																																
大規模建築物(建築面積1,000㎡超又は高さ15m超)	YR,Y (彩度1を超えるものに限る)	3以上 8以下	6以下																															
	YR,Y (彩度1以下に限る)	3以上																																
	N																																	
区分/色相	明度	彩度																																
彩度1を超える有彩色	8以下	6以下																																
彩度1以下の有彩色	制限なし																																	
無彩色(N)																																		
屋外設備/付帯施設	1 屋外設備や屋外階段は、道路等の公共空間から直接見えにくい場所に配置するか、できる限り目立たないようにし、建築物本体や周辺景観との調和に配慮すること。 2 屋上に設置する場合は、建築物と一体化した壁面を立ち上げる等の目隠し修景等により建築物との一体性の確保に配慮すること。ただし、道路等の公共空間から見えにくい位置に設置する場合を除く。																																	
外構・植栽等	1 敷地内の積極的な緑化等に努め、弘道館公園などの豊かな緑との調和に配慮すること。 2 道路等の公共空間に面する部分は、樹木による緑化等により、弘道館公園などの緑の連続性の確保に配慮すること。 3 道路等の公共空間に面する駐車場は、植栽等の措置により、周辺景観との調和に配慮すること。 4 立体駐車場については、外壁やルーバー等による修景に努めること。 5 ごみ置き場等については、道路等の公共空間からの見え方に配慮すること。																																	

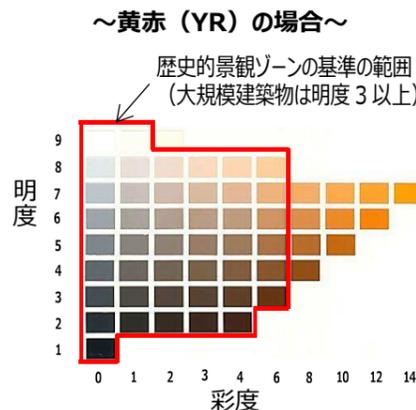
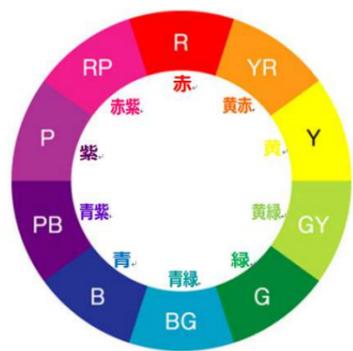
○マンセル表色系とは

マンセル表色系は、色を定量的に表す体系である表色系の1つで、色彩を色の三属性(色相、明度、彩度)によって表現するものです。

色相 色合いを指し、赤(R)、黄赤(YR)、黄(Y)、黄緑(GY)、緑(G)、青緑(BG)、青(B)、青紫(PB)、紫(P)、赤紫(RP)の10種類の基本色で示します。

明度 色の明るさを指し、0~10の数値で、数値が大きいほど明るい色を示します。

彩度 色の鮮やかさの度合いを指し、0~14程度までの数値で、数値が大きいほど鮮やかな色彩となります。鮮やかな数値は色相によって異なり、赤(R)や黄赤(YR)等の原色は14程度、青(B)、青緑(BG)等は8~10程度です。
 色味のない白、黒、グレーといった無彩色はNで表し、彩度0となります。



項目	基準	
工作物	1 周辺景観と調和した配置、高さ、形態・意匠とすること。 2 弘道館正門前及び大手橋上からの良好な眺望景観の形成に配慮した配置、高さ、形態・意匠とすること。 3 長期間にわたり良好な外観が維持できるよう、退色しにくく、損耗しにくい材料を使用すること。 4 色彩は、建築物の基準に準じる。	
	塀、垣、柵等	1 周辺の歴史的建造物等と調和した落ち着いた形態・意匠とすること。 2 歩行者に対して圧迫感を与えないような高さとするよう配慮すること。 3 木材や石材等の自然素材やそれに類似する風合いのものを用いるよう配慮すること。
	擁壁等	1 緑化等により、周辺景観との調和や周辺に対する圧迫感の軽減に配慮すること。
	駐車場	1 道路等の公共空間に面する場合は、植栽等の措置により、周辺景観との調和に配慮すること。 2 立体駐車場については、外壁やルーバー等による修景に努めること。 3 時間貸し駐車場等の付帯施設は、周辺景観と調和した色彩とすること。
自動販売機	1 位置や色彩等について、周辺景観との調和に配慮すること。	
屋外広告物	1 必要最低限の表示内容にするよう努めること。 2 高さは、建築物の低層部に表示等するよう努めること。ただし、施設名等や専用の懸垂装置のある広告幕は除く。 3 大きさをできる限り小さくする努め、周囲の景観と調和した形態・意匠とすること。 4 色彩は、けばけばしいものとならないよう色の組合せに配慮し、色数をできる限り少なくするよう努めること。 5 窓をふさがないこと。 6 一敷地又は一建築物に複数の事業所等の広告物を表示等する場合は、集合化や形状の統一化等により整序に努めること。 7 周辺の歴史的建造物等や弘道館公園等に支障とならないような位置、大きさ、形態・意匠とすること。 8 弘道館正門前及び大手橋上からの良好な眺望景観の形成に支障とならないような位置、大きさ、形態・意匠とすること。 9 石材等の素材の活用やデザインの工夫等により、地区の魅力を高めるよう努めること。	
	建築物/工作物/屋外広告物 夜間照明	1 歴史的建造物等と調和した落ち着いた落ち着いた夜間景観の形成に配慮すること。
土地の形質	1 できる限り現況の地形を活かし、切土・盛土などによる土地改変が最小限になるよう配慮する。 2 法面が生じる場合は、できる限り自然の地形に馴染むよう、緑化等に努めること。	
木竹	1 伐採を最小限に抑え、弘道館公園などの豊かな緑との調和や緑の連続性の確保に配慮すること。 2 道路等の公共空間に面する部分に植栽するよう努め、弘道館公園などの緑の連続性の確保に配慮すること。	

※駐車場：平面の時間貸し駐車場等も対象

(形態・意匠)

○周辺の歴史的建造物に類似した形態・意匠を取り入れると、より調和を図りやすくなります。



白い壁に勾配屋根が弘道館の外観に類似しています。

(駐車場)

○沿道や路面を植栽等で修景することで、周辺景観との調和を図りやすくなります。



手法例

(植栽)

○目を引く樹木やまとまりのある植栽は、まちなみの中で緑を印象付け、緑の連続性につながります。



(屋外広告物)

○表札としての表示に留め、建物との調和を図ることで、歴史的な雰囲気には支障となりません。



<ゾーンB>

項目	基準																																						
配置	1 道路に面する側は、歩行空間のゆとりの創出や、店先演出、緑化のため、壁面をできる限り後退させ、オープンスペースを確保するよう努めること。																																						
高さ	1 水戸駅ペDESTリアンデッキ上から二の丸角櫓や水戸城跡の斜面緑地への眺望の保全に配慮すること。 2 弘道館正門前からの眺望景観の保全に配慮すること。																																						
形態・意匠	1 周辺のまちなみと調和した形態・意匠とすること。 2 にぎわいを演出するため、低層部が商業系の用途の場合は、道路面に対して建物内部が見える開口部等とするよう努めること。 3 周辺に対して威圧感や圧迫感を与えないよう配慮すること。 4 水戸駅ペDESTリアンデッキ上、弘道館正門前及び大手橋上からの良好な眺望景観の形成に配慮すること。 5 ゾーンAに配慮し、高層部をセットバックさせるなどにより、低中層レベルにおける一定のスカイラインが形成されるよう努めること。 6 長期間にわたり良好な外観が維持できるよう、退色しにくく、損耗しにくい材料を使用すること。																																						
色彩	1 外壁及び屋根の色彩は、以下のとおりとする。（※マンセル表色系による）																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">【外壁】</th> <th colspan="3">【屋根】</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th colspan="2">彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大規模建築物以外（建築面積1,000㎡以下かつ高さ15m以下）</td> <td>基調色</td> <td>YR,Y</td> <td rowspan="3">制限なし</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">部分の基調色</td> <td>GY,G,BG,B,PB,P,RP</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>R</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">大規模建築物（建築面積1,000㎡超又は高さ15m超）</td> <td rowspan="2">45m以下の部分</td> <td>YR,Y</td> <td rowspan="2">3以上</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>GY,G,BG,B,PB,P,RP</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>45mを超える部分</td> <td>R</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="3"></td> <td rowspan="3">えりる部分</td> <td>YR,Y,GY,PB,P,RP,R</td> <td rowspan="3">7以上</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>G,BG,B,</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>N</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	【外壁】		【屋根】			区分	色相	明度	彩度		大規模建築物以外（建築面積1,000㎡以下かつ高さ15m以下）	基調色	YR,Y	制限なし	6以下	部分の基調色	GY,G,BG,B,PB,P,RP	2以下	R	4以下	大規模建築物（建築面積1,000㎡超又は高さ15m超）	45m以下の部分	YR,Y	3以上	6以下	GY,G,BG,B,PB,P,RP	2以下	45mを超える部分	R	4以下		えりる部分	YR,Y,GY,PB,P,RP,R	7以上	2以下	G,BG,B,	1以下	N
【外壁】		【屋根】																																					
区分	色相	明度	彩度																																				
大規模建築物以外（建築面積1,000㎡以下かつ高さ15m以下）	基調色	YR,Y	制限なし	6以下																																			
	部分の基調色	GY,G,BG,B,PB,P,RP		2以下																																			
		R		4以下																																			
大規模建築物（建築面積1,000㎡超又は高さ15m超）	45m以下の部分	YR,Y	3以上	6以下																																			
		GY,G,BG,B,PB,P,RP		2以下																																			
	45mを超える部分	R	4以下																																				
	えりる部分	YR,Y,GY,PB,P,RP,R	7以上	2以下																																			
		G,BG,B,		1以下																																			
		N																																					
屋外設備/付帯施設	1 屋外設備や屋外階段は、道路等の公共空間から直接見えにくい場所に配置するか、できる限り目立たないようにし、建築物本体や周辺景観との調和に配慮すること。 2 屋上に設置する場合は、建築物と一体化した壁面を立ち上げる等の目隠し修景等により建築物との一体性の確保に配慮すること。ただし、道路等の公共空間から見えにくい位置に設置する場合を除く。																																						
外構・植栽等	1 道路等の公共空間に面する部分は、樹木による緑化等により、緑による地区の連続性の創出に配慮すること。 2 道路等の公共空間に面する駐車場は、植栽等の措置により、周辺景観との調和に配慮すること。 3 立体駐車場については、外壁やルーバー等による修景に努めること。 4 ごみ置き場等については、道路等の公共空間からの見え方に配慮すること。																																						

項目	基準	
工作物	1 周辺景観と調和した配置、高さ、形態・意匠とすること。 2 水戸駅ペDESTリアンデッキ上、弘道館正門前及び大手橋上からの良好な眺望景観の形成に配慮した配置、高さ、形態・意匠とすること。 3 長期間にわたり良好な外観が維持できるよう、退色しにくく、損耗しにくい材料を使用すること。 4 色彩は、建築物の基準に準じる。	
	塀、垣、柵等	1 周辺のまちなみと調和した形態・意匠とすること。 2 歩行者に対して圧迫感を与えないような高さとするよう配慮すること。
	擁壁等	1 緑化等により、周辺景観との調和や周辺に対する圧迫感の軽減に配慮すること。
	駐車場	1 道路等の公共空間に面する場合は、植栽等の措置により、周辺景観との調和に配慮すること。 2 立体駐車場については、外壁やルーバー等による修景に努めること。 3 時間貸し駐車場等の付帯施設は、周辺景観と調和した色彩とすること。
自動販売機	1 位置や色彩等について、周辺景観との調和に配慮すること。	
屋外広告物	1 高さは、建築物の低層部に表示等するよう努めること。ただし、施設名等や専用の懸垂装置のある広告幕は除く。 2 大きさをできる限り小さくするよう努め、周囲の景観と調和した形態・意匠とすること。 3 色彩は、けばけばしいものとならないよう色の組合せに配慮し、色数をできる限り少なくするよう努めること。 4 窓をふさがないこと。 5 非自家広告物等については、案内誘導を目的とした表示内容にするよう努めること。 6 一敷地又は一建築物に複数の事業所等の広告物を表示等する場合は、集合化や形状の統一化等により整理に努めること。 7 周辺の歴史的建造物等や水戸城跡の斜面緑地等に支障とならないような位置、大きさ、形態・意匠とすること。 8 水戸駅ペDESTリアンデッキ上、弘道館正門前及び大手橋上からの良好な眺望景観の形成に支障とならないような位置、大きさ、形態・意匠とすること。 9 石材等の素材の活用やデザインの工夫等により、地区の魅力を高めるよう努めること。	
	建築物/工作物/屋外広告物	1 魅力ある夜間景観の形成に配慮すること。
土地の形質	1 できる限り現況の地形を活かし、切土・盛土などによる土地改変が最小限になるよう配慮すること。 2 法面が生じる場合は、できる限り自然の地形に馴染むよう、緑化等に努めること。	
木竹	1 伐採を最小限に抑え、緑による地区の連続性の確保に配慮すること。 2 道路等の公共空間に面する部分に植栽するよう努め、緑による地区の連続性の創出に配慮すること。	

※駐車場：平面の時間貸し駐車場等も対象

（駐車場）

○沿道や路面を植栽等で修景することで、周辺景観との調和を図りやすくなります。



○付帯施設の色彩を落ち着いた色彩で統一することで、周辺景観に支障を及ぼしにくくなります。



（屋外広告物）

○高い位置は記名に留め、建物との調和を図ることで、景観に支障を及ぼしにくくなります。



○きつい色の組合せや多色使いは、景観に支障を及ぼすおそれがあります。



手法例

（形態・意匠）

○歴史的なまちなみの近くでは、類似した形態・意匠を取り入れると、より調和を図りやすくなります。



白～グレーの色彩や落ち着いた外観が、白壁等のまちなみと調和しています。



いんが風建築の外観が、具庁三の丸庁舎と調和しています。

（植栽）

○目を引く樹木やまとりのある植栽は、まちなみの中で緑を印象づけ、地区の一体感につながります。

